

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	8	担当課	建築住宅課
法令名	建築基準法	根拠条項	77の27-3	不利益処分の種類	指定確認検査機関に対する確認検査業務規程の変更命令	
<p>(確認検査業務規程)</p> <p>第七十七条の二十七 指定確認検査機関は、確認検査の業務に関する規程(以下この節において「確認検査業務規程」という。)を定め、国土交通大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 確認検査業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>3 国土交通大臣等は、第一項の認可をした確認検査業務規程が確認検査の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その確認検査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p>						